諮問庁:文化庁長官

諮問日:平成28年4月12日(平成28年(行情)諮問第301号) 答申日:平成28年7月4日(平成28年度(行情)答申第174号)

事件名:特定課室で特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書

の不開示決定(不存在)に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「特定課室で特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月25日付け27受庁文 第832号により文化庁長官(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを 求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件不服申立てに係る行政文書は、特定年月日Bに文化庁長官宛てに提出された行政文書開示請求書に係る「特定課室で特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書」である。

本件対象文書につき、異議申立人から、当該文書の開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

2 不開示情報該当性について

文部科学省行政文書管理規則(以下「文書管理規則」という。)の別表第一に基づき文書管理者が定める標準文書保存基準により、本件対象文書は、「その他行政文書」の区分に当たるため、特定年月日A(特定年月日Bの約1年前)の審査終了後に廃棄しており、現在は保有していないため、

不開示としている。

3 原処分に当たっての考え方について

新進芸術家海外研修制度(以下「研修制度」という。)は、我が国の新進の芸術家、アートマネージメント担当者、学芸員及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的とする事業である。

本事業への応募書類としては、申請者に申込書、経歴書、研修計画書等 の提出を求めており、審査の手続きとしては、第一次審査として書類選考 を行い、第二次審査として面接審査を行っている。

今回の本件対象文書である映像資料については、作品資料添付として提出を認めているが、必須のものではないため、当該映像資料がなくとも応募を受理している。また、最終的な決定は、第二次審査の応募者との面接審査で決定しており、作品で判断しているものではない。

このため、本件対象文書は、保存年限を1年未満としているところである。したがって、原処分は妥当なものと考えている。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 同月30日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これを保有していないとして、不開示とする決定を行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているはずであるとして、本件対象文書を不存在により不開示とした原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 ア研修制度は、(i)短期研修(約1か月程度)及び(ii)1年研修、2年研修、3年研修、特別研修及び高校生研修(以下、併せて「長期研修」という。)があり、申請者が提出した資料(以下「申請資料」という。)を基に審査(書面審査)(長期研修にあっては書面審査に加え面接審査)を行った上で採択者を決定している。

イ 申請資料は, (i)短期研修にあっては,様式①(申込書),様式②(経歴書),様式③(研修計画書,調査研究計画書又は活動計画書のうち活動の内容に応じていずれか一つ),受入承諾書又は招へい状(写し及び日本語訳)のいずれか及び添付資料(映像資料等),(ii)長期研修にあっては,申込書,経歴書,研修計画書,推薦書,受入承諾書(写し及び日本語訳)及び作品資料添付(映像資料等)となっており,さらに,(i)短期研修に採択された者は,研修等終了後に報告書を,(ii)長期研修に採択された者は,研修を開始する前に申請資料の研修計画書と異なる研修計画書及び研修期間中定期的に研修状況報告書をそれぞれ提出することになっており,文化庁では長期研修の採択者に対し,大使館・領事館宛ての文書及び在外研修生の証明書を交付している。

ただし、短期研修の添付資料(映像資料等)及び長期研修の作品資料添付(映像資料等)にあっては、申請者が映像資料を保有していないこと等も考えられるため、審査の参考としてDVDに記録した映像の提出を認めているが、任意提出であり審査に必須のものとはしていない。

- ウ 本件開示請求は、異議申立人からの別件開示請求によって開示した 特定個人の研修に係る文書中に映像資料が含まれていなかったことか ら、「特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書」を 求めて行われたものと考えられる。
- エ なお、原処分(不開示決定通知書)においては、不開示決定した行政文書の名称を「特定課室で特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書」(本件対象文書)と記載したものの、不開示決定通知書における不開示理由及び理由説明書の説明では、「特定課室で特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書」ではなく、「特定個人が提出した映像資料」が不存在である旨誤って記載してしまったが、以下のとおり文化庁では本件対象文書を保有していないため、原処分は妥当であると考える。
- オ 文化庁における行政文書の管理に係る必要な事項は、文書管理規則 によって定められており、申請資料のうち映像資料は、上記イで説明 したとおり審査に必須のものとしていないことから、行政文書の保存 期間基準を定めた文書管理規則15条の別表第一のいずれの事項にも 該当しない(審査に必須の文書は別表第一によって保存期間を5年と 定められている)。

しかしながら、申請資料のうち映像資料については、別表第一の五 (別表第一が適用されない行政文書については、文書管理者は、別 表第一の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の 性質,内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。)に該当し,文書管理者(課長職)が保存期間を1年未満と定めている文書となる。

したがって、当時、特定個人が研修の申請資料に添付資料として映像資料を添付していたとしても、審査自体は本件開示請求の1年以上前に終了していることから、当該映像資料は、既に廃棄されているところ、廃棄は文書管理規則の一般的なルールに従ったものであって、特に、当該映像資料に限って「特定課室で特定個人が提出した映像資料を破棄した理由が分かる文書」(本件対象文書)を作成する必要もなく、現に作成もしていない。

- カ また、行政文書ファイル管理簿(以下「ファイル管理簿」という。)に記載されている文書を廃棄するに当たっては、ファイル管理簿から行政文書ファイルを削除することに伴い移管・廃棄簿に削除した行政文書ファイルの名称・廃棄日等を記載する(文書管理規則20条3項)ことになっているが、保存期間1年未満の文書(映像資料)は、そもそも、ファイル管理簿に名称等を記載する必要がない(同条1項)ことから、ファイル管理簿の記載の削除を前提とした移管・廃棄簿に名称・廃棄日等の記載をすることもない。
- (2)本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特 段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められ ない。

したがって、文化庁において、本件対象文書を保有しているとは認め られない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、文化庁において本件対象文書を保有している とは認められず、妥当であると判断した。

### (第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋